

小林市・野尻町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小林市・野尻町合併協議会規約第13条第3項の規定に基づき、小林市・野尻町合併協議会事務局（以下「事務局」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 事務局の所掌事務は、別表第1のとおりとする
- (2) 前号に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、事務局次長、グループリーダー等及びその他必要な職員を置くことができる。

- 2 事務局長は、所掌事務を最も効率的に行える職務ごとにグループを編成し、その事務を分掌する。
- 3 前項に定めるもののほか、事務の円滑な運営に資するため、必要に応じて、宮崎県職員の派遣を要請することができるものとする。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、協議会の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、事務局の運営全般を統括する。

- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に支障があるときは、その職務を代理する。
- 3 グループリーダーは、事務局次長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 分掌する事務の管理
- (2) 所属職員の指揮監督

4 その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(決裁)

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に付議する事項の決定

- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 規程及び要綱等の制定改廃
- (5) 重要な契約（1件100万円以上の契約をいう。）
- (6) その他事務局長が特に重要であると認める事項
（専決事項）

第6条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関する事
- (2) 物品及び現金の出納に関する事
- (3) 職員の休暇、時間外勤務命令、休日勤務命令及び旅行命令に関する事
- (4) 協議会だよりの編集及び発行に関する事
- (5) その他軽易な事項に関する事
（代決）

第7条 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する。

- 2 会長及び副会長がともに不在のときは、事務局長がその事務を代決する。
- 3 会長、副会長及び事務局長がともに不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

（職員の服務）

第8条 職員の服務及び勤務時間、その他の勤務条件については、それぞれの職員の属する市町の例によるものとする。ただし、勤務時間の割振り並びに休憩時間及び休息時間については、会長の属する市町の例によるものとする。

（職員の給与等）

第9条 職員の給与等については、それぞれが所属する市町が支給するものとする。

- 2 協議会の用務に伴う職員の旅費及び時間外勤務手当については、会長の属する市町の例により、協議会が支給するものとする。

（公印の取扱い）

第10条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体、用途及び個数は、別表第2のとおりとする。

- 2 協議会の公印の管理は、事務局長が行う。

（補則）

第11条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定

める。

附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

事務局所掌事務
(1) 協議会、幹事会、小委員会の会議に関する事。
(2) 関係市町及び国、県との連絡調整に関する事。
(3) 合併に係る広報広聴に関する事。
(4) 合併に係る資料の編さんに関する事。
(5) ホームページの管理・運営に関する事。
(6) 庶務及び会計に関する事。
(7) 合併の諸手続きに関する事。
(8) 新市の人事に関する事。
(9) 新市基本計画に関する事。
(10) 財政計画に関する事。
(11) 予算編成に関する事。
(12) 市制施行に関する事。
(13) 住民説明会等に関する事。
(14) 合併の方式に関する事。
(15) 合併の期日に関する事。
(16) 新市の名称に関する事。
(17) 新市の事務所の位置に関する事。
(18) 議会議員の定数及び任期の特例に関する事。
(19) 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する事。
(20) 一般職の身分の取扱いに関する事。
(21) 特別職の身分の取扱いに関する事。
(22) 事務組織及び機構の取扱いに関する事。
(23) 一部事務組合等の取扱いに関する事。
(24) 地域自治区に関する事。
(25) 条例、規則の取扱いに関する事。
(26) 地方税の取扱いに関する事。
(27) 町名及び字名の取扱いに関する事。
(28) 公共的団体の取扱いに関する事。
(29) 使用料、手数料の取扱いに関する事。
(30) 各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関する事。
(31) 慣行の取扱いに関する事。
(32) 公の施設の取扱いに関する事。
(33) 消防団の取扱いに関する事。
(34) 国民健康保険事業の取扱いに関する事。
(35) 介護保険事業の取扱いに関する事。
(36) 各種事務事業の取扱いに関する事。
(37) 電算処理の取扱いに関する事。

別表第2（第10条関係）

名称	ひな形	寸法	書体	用途	数量
小林市・野尻町 合併協議会 会長の印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 小林市・野尻町 合併協議会 会長の印 </div>	方24	古印体	会長名を もつてす る文書用	1
小林市・野尻町 合併協議会 事務局長の印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 小林市・野尻町 合併協議会 事務局長の印 </div>	方21	古印体	事務局長 名をもつ てする文 書用	1